公 告 第 63 号
令和8年9月8日

入札公告(建築一式)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊大村駐屯地
第363会計隊大村派遣隊長　清野　幸司

1　工事概要
(1) 工 事 名 :　大村(8)8号隊舎屋上防水補修工事
(2) 工事場所:　陸上自衛隊大村駐屯地
(3) 工事内容:　本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(建築一式)
屋上防水補修(溝部及び目地のみ)
(4) 工　　期:　令和9年1月29日(金)まで
(5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 防衛省における一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
(4) 以下の表に示す防衛省参加資格の等級以上の資格を保有するもの。(どれか一つで可)

工事区分	建築一式	防水
格　付	D	C

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること (建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事)で65点以上の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に配置できること。(契約金額により専任配置)
ア　関係する工事区分の2級施工管理技士又はこれと同様以上の資格を有する者。
イ　平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者(原則、着工から完成まで従事している者。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(10) 九州防衛局管轄区域内（福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

(13) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3　入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先	②仕様書に関する問い合わせ先
〒856-8516 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地　第363会計隊大村派遣隊 担当　　清野 TEL　0957-52-2131（内線345） FAX　0957-52-2131（内線344）	〒856-8516 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 担当　中野 TEL　0957-52-2131（内線318）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間

令和8年9月8日（火）　から　令和8年9月28日（月）　まで

（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）　の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ　交付方法

3(1)①の担当部局において直接交付、又は電子メールにより配信

（参加希望者は連絡先を明記した書類と資格審査結果通知書を下記のアドレスにメール、確認後に交付）

メールアドレス：363fin_omuradet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア　提出期限：令和8年9月28日午前12時00分

イ　提出方法 ：3(1)①の担当部局に持参又は郵送又は電子メール

(4) 入札書の提出

ア　提出期限：令和8年10月8日（木）　　午後4時まで

イ　提出方法：3 (1)①の担当部局に持参又は郵送（FAX・電子メール不可）

ウ　郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び担当者の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時：　　令和8年10月9日（金）午前11時00分

イ　場所：　　大村駐屯地本部隊舎1F　会計隊事務室

4　契約条項及び入札心得

(1) 適用する契約条項

陸上自衛隊で用いる「建設工事に係る標準契約書」、駐屯地用標準契約書の「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

(2) 契約条項及び入札心得を示す場所
陸上自衛隊大村駐屯地　第363会計隊大村派遣隊　契約班

5　その他
(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金：免除
ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
(3) 契約保証金：免除
ただし、落札者は、金融機関又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。なお、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された「調査基準価格」を下回って、予決令第86条の調査「低入札価格調査」を受けた場合は、請負代金額の10分の3以上とする。）
(4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札説明書及び入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札
エ　工事費内訳明細書を提出していない者の入札
(5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
(6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(10) 契約書作成の要否 ：要
(11) 関連情報を入手するための照会窓口： 上記3(1)①に同じ。
(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(13) 詳細は、入札説明書による。

大村（８）８号隊舎屋上防水補修工事

件　　名	大村（８）８号隊舎屋上防水補修工事		
図面名称	表紙		
図面番号	1/4	作成年月日	R8.9.2
大村駐屯地業務隊　管理科営繕班			

仕様書

1　工事件名　大村（８）８号隊舎屋上防水補修工事
2　場　　所　長崎県大村市西乾馬場町４１６
3　概　　要　屋上防水補修（溝部及び目地のみ）
4　履行期間　契約日～令和９年１月２９日（金）

5　一般事項
(1)　本工事の施工は、特記仕様書及び、設計図書による他、次の基準及び関係諸規則の定めに従い確実に施工するものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）』
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）』
(2)　本工事の施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
(3)　請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施するものである。
(4)　写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し写真帳（Ａ４）に整理し提出するものとする。
(5)　工事場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止するものとする。
(6)　請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるものとする。現場においては常に整理整頓を行い、災害等においては自らの責に任ずるものとする。
(7)　本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、必要によってはカタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用するものとする。
(8)　本工事により発生した金属発生材以外の発生材については、請負者の責任において全て構外へ搬出し、関係法令等に従い適正に処分するものとする。また、マニフェスト（Ｅ票）の写しを監督官に提出するものとする。
(9)　請負者は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を提出するものとする。
(10)　本設計図書に記載された寸法は標準寸法であり、施工に際しては、原寸等を確認し施工するものとする。また、仕様書に記載なき事項であっても工事完成に必要な軽微な作業は、請負者の責任において実施するものとする。
(11)　本工事に使用する工事用電源は、自社の発電機を使用するものとし、官側の電気及び水道を使用する場合は、請負業者の負担とする。

6　特記事項
(1)　撤去工事
既存撤去の際は、他の部位に損傷を与えないように十分注意するものとする。

(2)　防水工事
ア　施工に先立ち、施工面の苔、泥、塵埃その他付着物を高圧水洗浄等により除去するとともに、既存防水層の浮き、剥離及び脆弱部を除去し、施工に適した下地とする。
イ　溝部の欠損及び著しい不陸は、ポリマーセメントモルタルにより補修し、平滑に仕上げるものとする。
ウ　目地部は、目地中心から両側１５０ｍｍ程度、合計幅３００ｍｍ程度を施工範囲としポリマーセメント系塗膜防水材及び補強布により、補強防水を行い、トップコート仕上げとする。
エ　施工端部、入隅、出隅、ドレン周囲その他防水上必要な箇所は、防水材製造所の仕様により、補強処理を行うものとする。
オ　物干場基礎等の既設構造物と補修範囲が干渉する箇所については、既設構造物を存置したまま、その周囲に補修範囲を迂回させ、防水層が連続するよう施工すること。
また、構造物取り合い部は、防水材を立ち上げる等、雨水の浸入が生じないよう適切に納めるものとする。
カ　既設ルーフドレンは撤去し、新設するものとし、既設排水管の管径、材質、接続方法及び現地納まりを確認のうえ、適合するものを使用するものとする。

(3)　その他
完成検査合格後、施工上の欠陥によるものとみられる不具合等の発生について請負業者は１年間はその責を負うものとする。

件　　名	大村（８）８号隊舎屋上防水補修工事				
図面名称	仕様書				
縮　　尺	―	作成年月日	R8.9.2	図面番号	2/4
大村駐屯地業務隊　管理科営繕班					

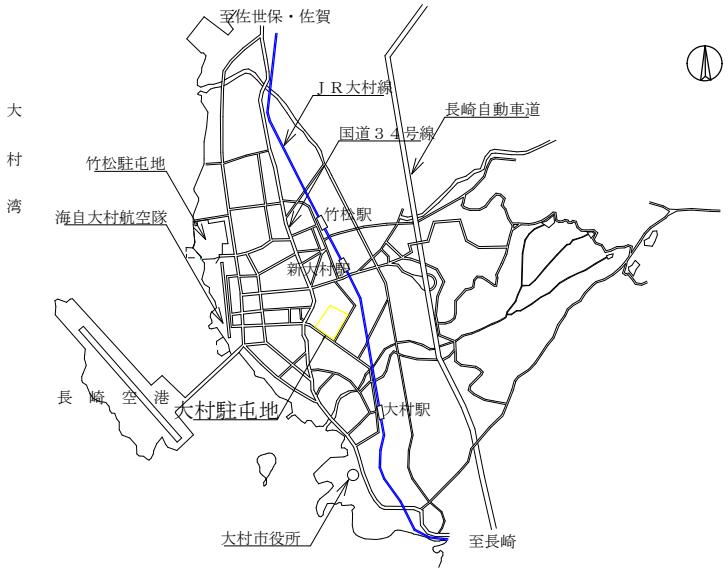

案内図　S=NON SCALE

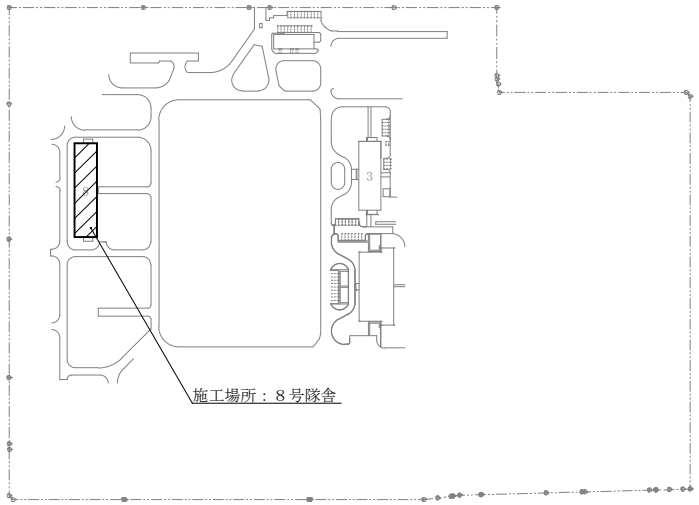

配置図　S=NON SCALE

件　　名	大村（８）８号隊舎屋上防水補修工事				
図面名称	案内図・配置図				
縮　　尺	図示	作成年月日	R8.9.2	図面番号	3/4
大村駐屯地業務隊　管理科営繕班					

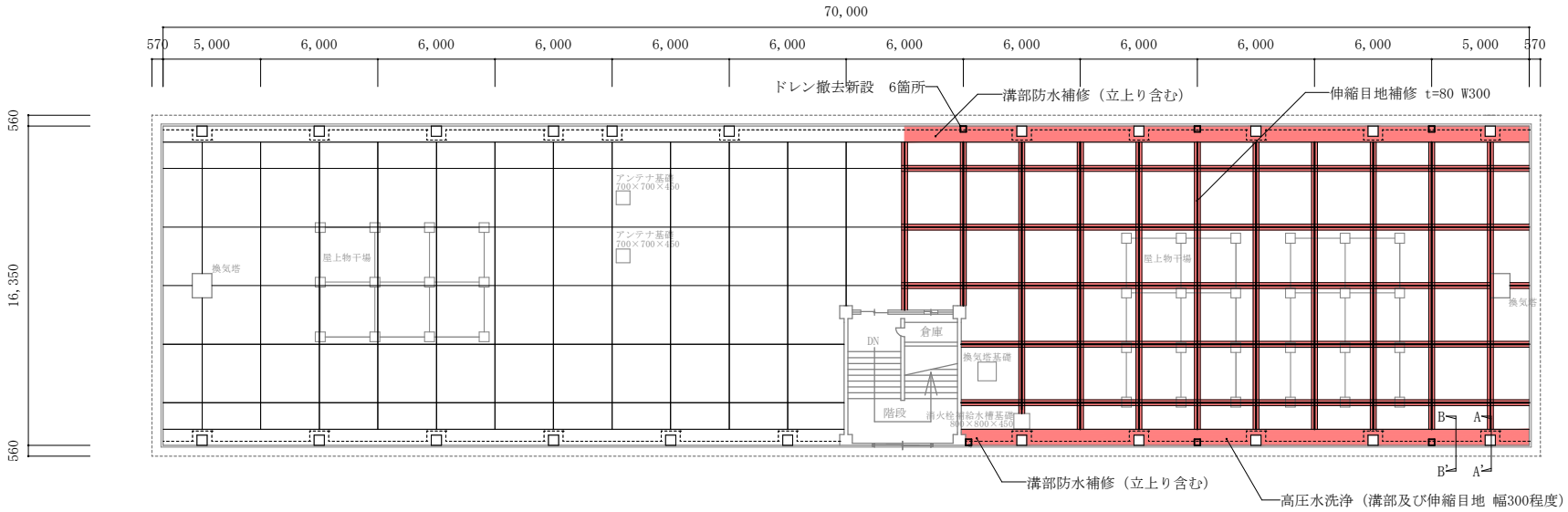

８号隊舎　屋上平面図　1：250

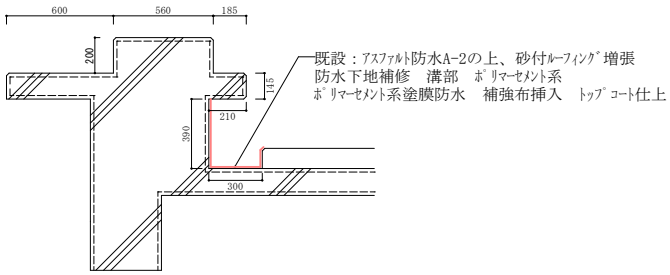

A-A'詳細図　S=1:30

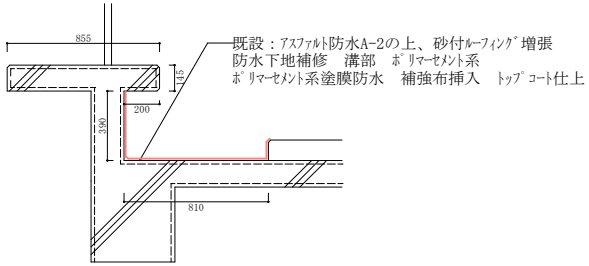

B-B'詳細図　S=1:30

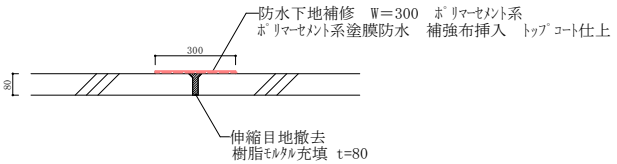

伸縮目地　詳細図　1:20

数量表

項　目		数　量	
		小　計	合計
高圧水洗浄	伸縮目地・溝部（立上り含む）	166.1㎡	166.1㎡
伸縮目地	北―南	149.1m	303.3m
	西―東	154.2m	
溝部防水補修	北側（平場）	24.9㎡	75.1㎡
	北側（立上）	14.5㎡	
	南側（平場）	22.4㎡	
	南側（立上）	13.3㎡	

※目地補修にあたり、物干場基礎部が干渉する場合、基礎周囲を迂回し、
　防水層が連続するよう施工する。
※既設防水層は、原則既存のままとし、浮き、剥離及び脆弱部のみ撤去とする。

件　　名	大村（８）８号隊舎屋上防水補修工事				
図面名称	屋上平面図・溝部、目地詳細図、数量表				
縮　　尺	図示	作成年月日	R8.9.2	図面番号	4/4
大村駐屯地業務隊　管理科営繕班					